(7) Time-limit for the submission of tender : 1 : 30 PM 28, September, 2012
(8) Contact point for the notice : Hajimu Yamanaka Procurement Section, Accounting Department, Japan Labour Health and Welfare Organization, 580 Horikawa-cho, Saiwai-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken 212―0013 Japan TEL 044―556―9852

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年8月9日
独立行政法人労働者健康福祉機構
契約担当役　理事　加藤　賢朗
◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14

○第67号

1　調達内容
(1) 品目分類番号　71、27
(2) 購入件名及び数量　次期基幹業務システムに係るハードウェア導入及び保守　一式
(3) 調達件名の特質等　入札心得書及び仕様書による。
(4) 履行期間　契約締結日～平成30年３月31日までの間
(5) 履行場所　入札心得書及び仕様書による。
(6) 入札方法　入札は、上記１(2)のほか納入に要する一切の諸経費を含めた額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。又は当該競争参加資格を有しない者で、入札書の開札の日時までに競争参加資格審査申請書を提出し資格の認定を受けた者。
(4) その他契約担当役が必要と定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒212―0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア東館17階　独立行政法人労働者健康福祉機構経理部契約課　鎌塚　敏史　電話044―556―9852　ＦＡＸ044―556―9916
(2) 入札心得書の交付方法　本公告の日から上記３(1)の交付場所にて交付する。
(3) 入札説明会の参加方法　平成24年８月22日16時00分までにＦＡＸにて上記(1)までに（法人名、参加者の役職名、氏名（各社原則２名まで)、連絡先を明記のこと、任意様式による。）
(4) 入札説明会の日時及び場所　平成24年８月23日（木）15時00分　独立行政法人労働者健康福祉機構本部内会議室
(5) 入札書の受領期限　平成24年９月28日(金)14時30分
(6) 開札の日時及び場所　平成24年９月28日（金）15時00分　独立行政法人労働者健康福祉機構本部内会議室にて行う。

4　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除。
(3) 入札者に要求される事項　封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、当該書類に関し、開札日の前日までの間において契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
(4) 入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
(5) 契約書作成の要否　要。
(6) 落札者の決定方法　本公告に示した物品又はこれと同等のものを納入できると契約担当役が判断した者であって、独立行政法人労働者健康福祉機構会計細則第42条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(7) 手続きにおける交渉の有無　無。
(8) その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshio Katou, Executive Director, Japan Labour Health and Welfare Organization
(2) Classification of the products to be procured : 71, 27
(3) Nature and quantity of the services to be required : Hardware concerning the next backbone system 1 set
(4) Fulfillment period : From 28 September, 2012 through 31 March, 2018
(5) Fulfillment place : As in the tender documentation
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons with in the said clause,
② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③ have Grade A or B or C or D in "Offer of service etc" for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region,
④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify,
(7) Time-limit of tender : 2 : 30 PM 28, September, 2012
(8) Contact point for the notice : Toshifumi Kamatsuka Procurement Section, Accounting Division, Japan Labour Health and Welfare Organization, 580 Horikawa-cho, Saiwai-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken 212―0013 TEL 044―556―9852

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年８月９日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
帯広病院長　菊池　洋一
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　01

○第00603号（No.00603）

1　調達内容
(1) 品目分類番号　４
(2) 購入等件名及び数量
① 薬剤溶出型冠動脈ステントNobori（１箱（１本入）各サイズ）98箱
② ゴアＴＡＧ胸部大動脈ステントグラフトシステム（１箱（１本入）各サイズ）９箱
(3) 納入期間
自　平成24年10月１日
至　平成25年３月31日
(4) 納入場所　独立行政法人国立病院機構帯広病院
(5) 入札方法　(2)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額については、(2)の件名ごとにそれぞれの単価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(6) その他　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第22条の規定に基づき単価契約とする。

2　競争参加資格
(1) 契約細則第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。